

東神楽町 AI オンデマンド交通システム導入業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、「交通空白」解消緊急対策事業の一環として東神楽町が実施する AI オンデマンド交通の実証運行にかかる「予約・配車等システムの導入業務」（以下「本業務」という）について、適切な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、提案内容及び事業者の能力を総合的に評価し、最も適格と認められる者を選定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

東神楽町 AI オンデマンド交通システム導入業務

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」に記載のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで

(4) 提案上限額

2, 8 7 8, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(5) 担当部署

東神楽町まちづくり推進課

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南 1 条西 1 丁目 3-2

TEL : 0166-83-2113 / E-mail : kikaku@town.higashikagura.lg.jp

3. 参加資格

東神楽町 AI オンデマンド交通システム導入業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という）に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 北海道市町村入札参加資格共同審査に登録があること。なお、申込時点で未登録の場合は、以下(2)～(9)の要件をすべて満たし、令和 7 年 6 月 2 4 日までに登録申請を行うこと。

(2) 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎及び管理能力を有すること。

(3) 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）において、本案件と同種又は類似のシステム導入業務の受注実績を有すること。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく手続の申立てがなされていないこと。

(6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされておらず、その開始決定を受けていないこと。

(7) 東神楽町暴力団排除条例（平成 25 年 12 月 13 日条例第 30 号）に規定する暴力団員に該当しないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 東神楽町工事請負契約に係る指名停止措置を現に受けていないこと。

4. 公募・審査スケジュール（予定）

項目	日程
実施要領の公表	令和 7 年 6 月 6 日（金）
質問受付期限	令和 7 年 6 月 13 日（金） 17:00
参加申込期限	令和 7 年 6 月 17 日（火） 17:00
提案書提出期限	令和 7 年 6 月 24 日（火） 17:00
プレゼンテーション審査	令和 7 年 7 月 1 日（火）
結果通知	令和 7 年 7 月 5 日（金）以降
契約締結	交付決定後、速やかに

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式 2）に質問事項を記載の上、メールで担当部署宛てに送付し、必ず電話にて着信確認を行うこと。メール件名は「AI オンデマンド交通システム導入業務に関する質問」とすること。

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 13 日（金） 17:00

(3) 質疑内容

企画提案書作成に関する事項に限る。評価・審査に関する質問は一切受け付けない。

(4) 回答方法

受付日の翌日から起算して 3 日以内（土日祝日除く）に町ホームページへ掲載する。

※質問を行った事業者名は公表しない。

6. 参加申込書の提出

(1) 提出方法

参加申込書（様式１）をメールで担当部署宛てに送付し、必ず電話にて着信確認を行うこと。

（２）提出期限

令和７年６月１７日（火）１７：００

※期限までに届かなかった申込書は受付しない。

７．企画提案書等の提出

（１）提出書類

- ① 提案書（様式３）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 会社概要（様式４）※既存パンフ等可
- ④ 業務実績調書（様式５）※直近５年以内、最大５件
- ⑤ 業務実施体制調書（様式６）※責任者経歴等。完了まで変更不可
- ⑥ 参考見積書（任意様式）

（２）作成留意事項

- １．本業務仕様書を十分に確認し、業務目的達成に必要な事項を記載すること。
- ２．Ａ４判、両面印刷可、文字サイズ１０．５ポイント以上（図表・画像除く）、頁数制限なし、必ず頁番号を付すこと。
- ３．表紙に「企画提案書」を明示し、社名・ロゴ等は記載しないこと。
- ４．鉛筆書き・見積範囲外の提案は不可。
- ５．提出後の内容変更は提出物を一度回収し、再提出期限までに行うこと。期限後の変更は一切不可。

（３）提出部数・期限・方法

- １．電子データもしくは紙媒体で提出する場合は正本１部、副本１部の計２部
- ２．提出期限：令和７年６月２４日（火）１７：００（郵送は必着）
- ３．提出方法：メール送付または**郵送**・持参（郵送時は書留等送達記録が残る方法）
※持参受付時間：８：３０～１７：００（土日祝・１２：００～１３：００除く）

８．審査及び選定

本プロポーザルの審査委員会（町職員等で構成）が書類審査及びプレゼンテーションを行い、提案内容と事業者能力を総合的に評価して選定する。

（１）プレゼンテーション

- １．日時・会場：令和７年７月１日（火）東神楽町役場（変更の可能性あり）
- ２．参加人数：１事業者につき３名まで
- ３．持ち時間：３０分以内（説明後質疑応答）
- ４．機材：プロジェクター・スクリーンは町が用意。その他機器は事業者が準備。

(2) 結果通知

令和7年7月5日(金)以降に通知。審査内容や評価結果に対する異議は一切受け付けない。

9. 契約手続

審査結果に基づき最優秀事業者と契約交渉を行い、仕様調整の上、業務委託契約を締結する。契約候補者が資格要件を満たさなくなった場合や特別事由により契約不可能となった場合は、次点事業者と交渉する。契約後に虚偽や不正が判明した場合は契約を解除できるものとする。

10. 失格事項

以下に該当する場合は提案を無効とし、参加資格を失う。

- (1) 提出方法・期限・様式に適合しないもの
- (2) 必要事項の全部又は一部が未記載のもの
- (3) 虚偽記載があるもの
- (4) 談合等の不正行為があったもの
- (5) 事前指示や要件に違反したもの

11. 問い合わせ・書類提出先

東神楽町まちづくり推進課

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3-2

TEL : 0166-83-2113 / E-mail : kikaku@town.higashikagura.lg.jp

別紙 プレゼンテーションの評価項目

評価項目	評価基準	特に 良い	良 い	普 通	やや 劣る	劣 る
利用者視点での 使いやすさ	・UI/UX が直感的で、予約→確認→変更→キャンセルまでの操作フローがシンプルである	20	15	10	5	0
予約変更時の連 絡円滑性	・予約変更発生時に SMS・メール・電話などの チャンネルで確実に通知できる仕組みがある	20	15	10	5	0
運用データの蓄 積・分析機能	・乗降回数、走行距離、待ち時間、利用者属性 など主要データ項目を網羅的に収集し、出力で きる	15	12	8	4	0
システム利用時 のサポート体制	・システム利用時のサポート体制、内容は十分 なものか。 (運行計画変更時や障害発生時の対応)	10	8	6	3	0
業務実施体制	・業務の実施に必要な専門的知見・経験を有す る人員が十分に配置されているか。 ・役割分担及び担当者の明確化が図られている か。	10	8	6	3	0
会社概要・業務実 績	・直近5か年における本業務と類似する業務の 受託実績があるか	10	8	6	3	0
見積価格の適正 性	・見積価格は上限額内に収まり、その内訳は適 切であるか。	10	8	6	3	0
セキュリティ・プ ライバシー保護	・個人情報や運行データを適切に保護し、シス テムの信頼性が担保されているか。	5	4	3	1	0